

政府の会議において議事録・議事概要等が作成・保存されていないことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月七日

桜内文城

参議院議長 平田健二殿



政府の会議において議事録・議事概要等が作成・保存されていないことに関する質問主意書

原子力災害対策本部、政府・東京電力統合対策室（旧…福島原子力発電所事故対策統合本部）等において、議事録・議事概要等が作成・保存されていないことについて、以下質問するので、政府の見解を示されたい。

一 これらの組織の議事録等は、公文書等の管理に関する法律第四条第二号「閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯」の文書に該当するか。該当しない場合、その理由を示されたい。

二 該当するならば、同法同条に違反するか。

三 同法同条違反があるとするれば、国家公務員法第八十二条第一項第二号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」に該当し、懲戒処分の対象となるか。

四 懲戒処分の対象となる場合、誰を対象とするか。

五 懲戒処分の対象となる場合、いつまでに処分するか。

右質問する。

